

学校生活時の園児・児童・生徒の 怪我や病気の緊急治療承諾について

学校では、園児・児童・生徒の健康管理について、次のように対処します。つきましては、保護者の皆様のご協力と承諾を下さいますようお願いいたします。

- (1) 園児・児童・生徒の体調が思わしくない場合は、登校させないでください。
- (2) 学校で発病・怪我をした場合は、家庭へすぐ連絡しますので、連絡がすみやかにとれる電話番号を、「園児・児童・生徒資料」(様式P-2)と「緊急治療承諾書」(様式P-5)に記入してください。電話番号が変更になった際は、「住所・電話・勤務先・会員・メールアドレス等変更届」(様式P-8)で知らせてください。
- (3) 症状が軽い場合は、一時休養後、様子を見て学習を継続させます。
- (4) 緊急と判断した場合は、最寄の医療機関に治療を依頼します。その際、保護者の承諾が必要になりますので、「緊急治療承諾書」(様式P-5)に必要事項を記入の上、学校へ提出してください。保護者と連絡がつかない場合は、学校の判断及び処理にまかせていただきます。

傷害保険について

補習校の園児・児童・生徒、教職員、保護者ボランティアは、授業日の学校管理下内で起きた怪我に対して、傷害保険に加入しています。加入している傷害保険は、下記の通りです。

保険会社	Global Underwriters	
補償限度額	死亡・後遺傷害	\$ 5 0 0 0 . 0 0
	傷害治療費用	\$ 1 5 0 0 0 . 0 0
	免責金額 (一事故当たり)	\$ 5 0 . 0 0

1 手続き

- (1) 事故が起きた時は、すぐ保健室(職員室)で応急処置を受ける。
- (2) 病院に行く必要がある時は、養護教員より所定のクレームフォームを入手する。
- (3) クレームフォームの所定箇所に保護者が必要事項を記入し、直接保険会社にクレームフォームを返送する。

2 注意

- (1) 保険会社への事故報告は、事故発生日から90日以内に行わなければなりません。
- (2) 医療行為の内容によっては、自己負担が必要になります。
- (3) 上記金額を超える補償については、自己の保険でカバーする必要があります。